

周南市新規保育士等確保対策支援金について

周南市で保育士・幼稚園教諭として活躍してみませんか。

【趣旨・目的】

市内の私立の保育所・幼稚園等の人材不足の解消と定着を推進し、保育・幼児教育の質の向上を図るため、私立施設に保育士等として新たに就職した方に支援金を交付します

【内容】

1. 実施内容

令和8年4月1日以降に、私立施設に保育士として新たに就職した方に支援金を交付

2. 支給額

300,000 円(1人あたり)

3. 補助対象者・要件

- (1) R8.4.1 以降に、私立施設に新たに雇用された「常勤の保育士・幼稚園教諭」
※「常勤の保育士・幼稚園教諭」：1日6時間以上かつ月20日以上勤務する方
- (2) 就業日以前の1年以内に市内にて保育士等として勤務していない
- (3) 3年以上継続して勤務する意思がある方(※誓約書の提出)
- (4) 周南市において市税の滞納がない方



【その他】

- 1. 補助対象者の住所地は問いません
- 2. 雇用された日から3年以内に離職した場合には、支援金の返還を求めることがあります

【支援金の交付手続き】 ※申請書等の様式は市HPよりダウンロードをお願いいたします

- 1. 交付申請(本人→市)：以下の申請書類を提出してください
 - ①周南市新規保育士等確保対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
 - ②雇用契約書の写し ③保育士証又は幼稚園教諭免許状 ④本人確認書類
 - ⑤履歴書 ⑥周南市において、市税の滞納の無いことの証明書 ⑦誓約書(様式第2号)
- ※④本人確認書類：マイナンバーカードの場合は表面のみの提出をお願いします。
- 2. 交付決定(市→本人)：申請書類の内容について審査し、その後交付決定
- 3. 支援金の交付：申請時に記載いただいた口座に振り込みいたします

【受付期間】

令和8年8月3日～令和9年3月31日まで

【申請書の提出先・問い合わせ先】

周南市役所 こども保育課

〒745-8655 周南市岐山通 1-1 Tel:0834-22-8455

申請書等の様式ダウンロード

